

Ⅲ【守る】 鳥取県の豊かな恵み・生活を守り、次代へつなぐ

目指す将来の姿

- ★ 本県の豊かな自然を継承します。二酸化炭素の排出抑制や自然エネルギーの導入、ごみをむやみに出さない、捨てないなど環境に配慮した快適な生活を定着させるなど、持続可能な社会の実現を目指します。
県内で排出された産業廃棄物は、県内の最終処分場で処理します。「とっとり共生の森」など、企業と連携したみどり豊かな森林づくりの定着を目指します。
- ★ 食や住まいの安全を確保し、消費トラブルに関する相談機能を充実させ、県民が安心して生活できる社会の実現を目指します。総合相談窓口の設置など、犯罪被害者に対する支援の充実を図り、その権利利益を保護することを目指します。
- ★ 河川改修等により、災害に強い県土をつくります。災害に対する備えを十分に行い、また、災害発生時に迅速的確に情報を提供することなどにより、災害による被害を最小限度に留めることを目指します。
- ★ 県民の防災・災害発生時の対応に対する意識を高めます。消防の効率的な運用体制の整備等や専門家の育成等により災害に強い体制整備を進め、県民が安心して生活できる鳥取県を目指します。

主な成果（参考）

- 豊かな自然・環境を守り、育て、次代につなげる「自然・環境バトンリレープロジェクト」
 - とっとりの豊かな自然環境の保護
 - ・「鳥取県地球温暖化対策条例」の制定（H21.3）
 - ・「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の制定（H21.4）
 - ・「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の制定（H25.4）
 - ・湖山池の汽水化取組み開始（H24.3月）
 - 地球にやさしい暮らし方の実践
 - ・環境教育参加者数 367,711人 H25年度末（目標 200,000人（H30年度））
 - ・鳥取県版環境管理システム（TEAS）認証件数 1,280件 H25年度末（目標1,500件（H30年度末））
 - ・自然エネルギーを体感できるとっとり自然環境館開館（H25.10）
 - ・自然エネルギーの導入拡大（ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク、木質バイオマス発電、農業用小水力発電施設等）
 - 循環型社会の確立
 - ・レジ袋無料配布中止（東部 10事業者）
 - 地球環境の変化に対応した農林水産業、みどり豊かな森林づくり
 - ・とっとり共生の森の参画企業数の増加（11社（H20末）→ 17社（H25年度））
 - ・県有林J-クレジット販売企業数 0社（H21）→ 18社（H25年度）
- 安全・安心の充実
 - ・「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」の制定（H21.7）
 - ・市町村における消費生活相談窓口の設置 全市町村に設置
- 災害に強い県土
 - ・甚大な被害が想定される河川改修の進捗率 49.9 km H25年度（目標 47.8km（H30年度末））
 - ・土砂流対策施設の整備箇所 453箇所 H25年度（目標 536箇所（H30年度末））
 - ・山地災害対策施設の整備箇所 1,235箇所 H25年度（1,279箇所（H30年度末））
 - ・河川監視カメラの増設（9台（H20）→ 43台（H25年度））
- 実践型の防災・危機管理
 - ・救急救命士数 168名 H26.4（目標 198名（H30年度））
 - ・災害情報センター設置、災害情報ダイヤル、安心トリピーメール、エリアメール運用
 - ・ドクターカーの配備（鳥取大学医学部付属病院 H25.5）

(1) 豊かな自然・環境を守り、育て、次代につなげる ～「自然・環境バトンリレープロジェクト」

(1-1) とつとりの豊かな自然環境の保護

- ① 県民、自然保護団体、NPO等と行政との協働に積極的に取り組みながら、自然環境の保全・再生を推進します。
- ② 自然環境の保全・再生に県民運動として取り組み、「安らぎ」「心が落ち着く」地域を形成します。清掃活動等により、街や道などにポイ捨てごみのない環境に配慮した美しい県を目指すとともに、多様な野生動物が人間と共存して暮らせる環境を保全・創造します。
- ③ 自然環境保全と観光利用のバランスに配慮したエコツーリズムを推進します。
- ④ 県民、NPO、行政等の全ての主体が連携して、三大湖沼の水質の改善、美しい水辺環境の回復に取り組み、その水質を環境基準に近づけます。

(1-2) 地球にやさしい暮らし方の実践と課題解決への道づくり

- ① 県民一人ひとりが省エネ、省資源など環境に配慮しながら日常生活を送る鳥取県型ライフスタイルを確立します。環境に関する問題解決に向けて、全ての県民、企業、行政が協働・連携しながら積極的に取り組むことを目指します。このため、全ての小中学校・高等学校で環境に配慮した活動を審査登録・公表する本県独自の制度である鳥取県版環境管理システム(T E A S)を取得します。その他、公共交通機関の利用促進を図るほか、環境に配慮して自動車を使用するエコドライブ、消費者・事業者・行政が一体となって買物の際のレジ袋の削減に取り組むノーレジ袋の全県での定着を目指します。
- ② 県内各地で、豊かな自然や、再生可能エネルギー施設の利用などによる環境学習活動が実践されるなど、誰でも気軽に参加できる学習環境を確保します。
- ③ 再生可能なエネルギーである風力、太陽光等の自然エネルギーや、木質バイオマス利用による発電等を推進すると共に、メタンハイドレートを利用した新エネルギーの調査・研究を進め、新エネルギー先進県を目指します。二酸化炭素の吸収や様々な活動の源となる上質な水の供給源としての役割などの、森林の環境面への貢献や、森林の手入れを適切に行い、森林を活用することが環境を支えることにつながるなど、森林や林業の重要性に対する県民の理解を促進し、森林の健全な整備・保全を進めます。環境産業の集積を促進します。
- ④ 省エネ設備や自然エネルギーの導入、県産材の利用等の環境に配慮した住宅の普及や、電気自動車の導入拡大に繋がる利用環境の整備などを進め、環境にやさしい暮らし方の普及を推進します。
- ⑤ 鳥取大学等で行われている地球温暖化、黄砂、酸性雨等に係る調査研究や、鳥取大学乾燥地研究センターで行われている砂漠化対処の基本となる乾燥地科学研究を始めとする優れた成果を県内外・国内外に発信します。本県が環境に関する先進的な研究拠点として認知されることを目指します。
- ⑥ 環境問題に関する専門的な高等教育機関である鳥取環境大学と連携して、地域における環境問題解決のための総合的な研究、グローバルな視点からの地域課題の解決に向けた取組を進めるほか、同大学が育てる優秀な人材を地域の環境活動等に活かします。

（１－３）循環型社会の確立

- ① 買物の際レジ袋を使用しないためのマイバッグの普及、何度も繰り返し洗って使用できるリユース食器の利用拡大、家庭・事業所での分別の徹底等により、廃棄物を極力出さない持続可能な循環型社会を目指します。一人当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量を抑制します。
- ② ゼロエミッション（工場等における排出物をゼロにすること）の実現を目指し、産業廃棄物の減量化・リサイクルを一層推進します。
- ③ 県内に産業廃棄物最終処分場（再生利用や中間処理できない廃棄物を最終処分するための処分場）を確保します。

（１－４）地球環境の変化に対応した農林水産業・みどり豊かな森林づくり

- ① 温暖化の環境下でも生育に優れた水稻、梨、白ネギ等の新品種の育成・導入など、温暖化に適した農作物の品種を育成します。新たな特産物として育て、産地形成を目指します。
- ② 適応技術の開発により、温暖化に適した農業生産体制を構築します。鳥取大学と連携した温暖化適応策の研究等により、温暖化に適した農作物の品種の産地を育成します。
- ③ 企業等が森林保全活動を行う「とっとり共生の森」による企業と連携した森づくりや、地球温暖化防止につながる、森林を活用した「カーボンオフセット」、森林環境保全税を活用した森林の保全・整備を推進します。
- ④ 間伐等を着実に進め、健全化した森林が CO_2 吸収源として有効に機能することを目指します。間伐材の利用を促進します。

（２）安全に安心して暮らせる「安全・安心の充実」

- ① HACCPなどの食品の製造・安全に対する第三者機関等による国際認証等の取得を促進することなどにより県民の食の安全を確保し、食に対する信頼性の向上を目指します。
- ② 食の安全に対する関心の高い県民（消費者）によるスーパーマーケットなどでの食品表示の調査・確認や、衛生管理上の点検など、食品のチェックを行うモニター活動などにより、食品表示の適正化や食の安全の確保を進めます。
また、食の安全に対して積極的な食品取扱い業者と食の安全に対する意識が高い消費者グループ等を「とっとり食の安全ネットワーク」としてネットワーク化し、相互理解による食の安全・安心の確保を図ります。
- ③ 住宅、公共施設等の建物の耐震化率を向上させます。
- ④ 第三者機関が客観的な住宅の性能評価を行う住宅性能表示制度を利用した新築住宅を増加させる等により、県民の住む住宅の安全確保を促進します。
- ⑤ 全市町村に消費生活相談窓口を設置し、NPO等による相談窓口の設置と相まって相談機関のネットワーク化を強化します。消費に関する情報を的確に収集し主体的に行動する自立した消費者を育成します。
- ⑥ 「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づく推進計画の策定や、防犯ボランティア団体の活性化等により、地域が一体となった登下校時の子どもの安全確保等も含め、犯罪の防止に向けた環境を整備します。広報啓発活動及び積極的なパトロールの展開等の街頭活動の強化等により、犯罪の防止と検挙活動を推進します。
- ⑦ 危険ドラッグなどの重大な健康被害や、地域社会へ深刻な影響をもたらす薬物の乱用を防止する対策を推進することで、県民が安心して暮らすことができる地域社会を守ります。
- ⑧ 犯罪被害者等の権利利益の保護を推進し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運を醸成します。また、関係機関・団体により組織される連携ネットワークにより、暴力被害者が安心して相談できる体制をつくります。
- ⑨ 県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路の整備、体験型運転者教育等による高齢の方の交通安全対策の推進等により、交通事故の発生を抑制します。

(3)「災害に強い県土」をつくる

- ① 浸水被害や土石流・がけ崩れの減少を目指し、河川、砂防施設等の整備を推進します。緊急輸送道路の整備、橋りょうの耐震補強や道路防災対策、中山間地域孤立対策等により、災害に強い県土づくりを進め、災害の未然防止を推進します。
- ② ハード整備に加え、洪水ハザードマップ（災害予測地図・防災地図）の作成・配布や、土砂災害特別警戒区域の調査・指定、土砂災害警戒情報システムの運用・避難訓練を通じた災害時の情報発信・避難体制の整備などのソフト施策を進め、災害への迅速な対応を推進します。
- ③ 洪水被害を少なくし、水供給の安定化、高度で効率的な水利用を目指します。海岸における砂浜の安定化・環境の保全を図ります。

(4)「実践型の防災・危機管理」

- ① 県民一人ひとりが防災意識の向上を図る契機とする防災フェスティバルの実施、防災・危機管理対策に関する基本的な事項を定めた条例の策定や、防災について体験・学習することのできる機能の整備等により、一人ひとりが防災・危機管理について正しい知識と技能を身に付け、災害に立ち向かう県民の意識を醸成します。
- ② 災害に強い地域社会・地域経済づくりを目指します。
 - 大規模災害に対応できる消防団の増強、自主防災組織率の向上、災害時の事業所「事業継続」の取組の促進等により、地域と事業所、行政との協働・連携体制を構築します。
 - 災害時の防災・避難拠点となる公共施設等の耐震化の促進など、建築物の耐震化を促進します。
 - 避難所運営への老若男女の参画によるユニバーサルデザインの避難所の普及や、障がいのある方やひとり暮らしの高齢の方、乳幼児など日常においても支援を必要とする人が災害に遭った場合（災害時要援護者）等の避難支援体制の整備に取り組むほか、ユニバーサルデザインによる情報伝達・情報共有を推進します。
- ③ 様々な災害や危機に的確に対応し、県民を守れる消防・防災基盤づくり・危機管理体制づくりを推進します。
 - 県内の防災・危機管理事案について一体的で効果的な危機・災害対応を行う機能の充実や、危機管理に関する専門家の育成等により、防災情報伝達体制を充実します。
 - 原子力災害の発生に備え、安定ヨウ素剤など必要な資機材の備蓄や、緊急時モニタリング体制、緊急時の避難対策などの体制を充実します。
 - 新型インフルエンザなど、新たな脅威に対する危機管理体制を強化します。
 - 前線拠点としての 広域防災拠点を整備し、広域応援態勢を充実します。
 - 大規模災害の発生に対応した、他県との連携による応援体制を整えます。
 - 圏域を越えた災害発生時の連携等による常備消防力の強化のため、消防を県全域で共同運用するなど、消防体制を強化します。
 - 医療機関との連携の下、救命救急センターに消防の救急車を配備する方式の導入等により、救命・救急体制を強化します。